

様式第2号（第4条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 受領委任払いに係る誓約書

湯浅町長 様

1. 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具購入及び住宅改修に関しては、関係法令及び湯浅町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い実施要綱を遵守します。
2. 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「利用者」という。)が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、その環境、及び特定福祉用具の特性を踏まえ、特定福祉用具の販売及び適切な住宅改修を行うよう努めるとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った情報の提供、助言及び施工に努めます。
3. 利用者から受領委任払いの申し出があった場合は、介護支援専門員等と連携し、介護保険被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定等の有無及び有効期限、給付制限を受けていないこと、介護保険負担割合証によって、利用者負担の割合を確認します。
4. 特定福祉用具購入及び住宅改修の内容について町から確認事項がある場合は、その内容に偽りなく迅速に回答をします。
5. 特定福祉用具購入及び住宅改修の利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を町に通知します。
6. 特定福祉用具購入及び住宅改修費については、自己負担額の支払いを利用者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。
7. 特定福祉用具購入及び住宅改修に当たっては、他の利用者との公平性・公正性を確保します。
8. 利用者からの苦情又は相談があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、利用者の立場を考慮し、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。この場合において、当該事業所において処理しえない内容については、関係機関等との協力により適切な対応方法を検討し、解決に努めます。
9. 事業所の従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た秘密は漏らしません。
10. 住宅改修に伴い、当該事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対してその損害を補償します。
11. 受領委任払い取扱事業者登録申請書に記載した事項に変更があったときには、速やかにその内容及びその内容及び年月日を町長に届け出ます。
12. 関係法令、通達、当町の要綱等に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、ただちにこれに従います。

以上のことを誓約します。

年 月 日

住 所

事業所名称

代表者職氏名

印

電 話 番 号